

令和元年6月14日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

議会運営委員会

委員長 関 矢 孝 夫

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について  
(2) その他

- 2 調査の経過 6月14日に委員会を開催し、上記案件について協議した。  
本会議において議案第34号、専決処分の承認に際し、国からの通知の確認後でなければ採決ができないという議員からの発言があり、運営について協議するため議会運営委員会を開催した。調査の結果、国からの通知文書を執行部が提出後、採決をすることに決定した。  
その他で、質疑のルールについて及び今回の取り扱いが特例であることの確認を行った。

## 議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 所管事務調査について

・議案第 34 号の採決について

(2) その他

2 日 時 令和元年 6 月 14 日 午後 1 時 14 分

3 場 所 広神庁舎 3 階 301 会議室

4 出席委員 志田 貢、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、本田 篤、  
大屋角政、(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 小峯市民福祉部長

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (13 : 14)

関矢委員長 定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。これから議事に入ります。

(1) 所管事務調査について

・議案第 34 号の採決について

関矢委員長 日程第 1、議案第 34 号の採決についてを議題とします。議案第 34 号の本会議場での質疑の最中に、資料がなければ採決できないという議員の意見の中で休憩になりました。そこで、議運で皆さんからご意見をいただきながら、この採決についてどうしたらいいかご審議をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。まず、執行部に確認させていただきますが、議員のほうで国からの通知文書を出してくれということですが、今出せるかどうか、確認させていただきます。

小峯市民福祉部長 準則は来ていると思いますが、そのほかに文書があるかどうか確認して、ファクスで送ってもらう段取りです。

関矢委員長 今ほど説明がありましたが、皆さんのほうで質疑等がありませんか。

渡辺委員 一点確認したいんですけど、今ここで専決ですので、もう運用されているという

ことだと思えます。それから、ここでは承認をいただきたいということだと思えます。仮にここで承認をしないとなったときにはどのようなことになるのですか。

櫻井議会事務局長 決算の認定と同様に効力は特に変更はありません。ただ、執行部として政治的責任は残るということでもあります。

関矢委員長 ただいまの執行部のほうから説明がありました。文書を送っていただいているということで、それをもって皆さんのほうにお諮りをして、採決に入るということでよろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定させていただきます。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (13:20)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (13:21)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。資料が届き次第全議員に配付し、採決に入ることに決定をさせていただきました。

## (2) その他

関矢委員長 日程第2、その他を議題とします。委員の皆さんから何かありませんか。

大屋委員 大平栄治議員の質疑もわからんではないんですが、やはり不適切な発言等もありましたので、これは議長のほうから注意してもああいう状況なんで、やっぱり議場が混乱するような感じになったので、そこら辺は皆さんどう思いますか。

関矢委員長 今ほどの大屋委員からのご意見について、ほかの委員の皆さんはいかがですか。

佐藤(肇)委員 3回という部分については、やはり答弁が聞いたことに答えていただけなかったという部分について、まだ1回しかしていないということだろうと思います。ただ、それにつきましても議長に対して、こういうことだから議長から言ってくれというような形の質疑のやり方があっていいだろうと。そのことについて、言葉もわーわー言ってでっかい声出せばいいということではないと思いますので、また会議録等を精査していただきながら、その辺については後で見ていただくというのが適正であったかなと思います。

渡辺委員 同じようになるんですけども、やはり本会議場のルールとしては議長の指示にしっかりとしたがっていただきたい。また、議長に対してしっかりとしたがっていただきたい。例えば議長に対して運営上でそれなりに自分として不服があるのであれば、それなりの手続きを踏んでやっていただくならいいんですけども、彼の場合は、言葉でそっけんがんとわからんがんだば議長失格だと、そういった言い方をされますので、もし不服があるならば、それなりにちゃんと手続きを踏んでいろいろなことをしていただきたい。ルールの中で物事をしていただきたいということだと思えます。

関矢委員長 そういうようなことで議長に申し入れることでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) ほかにありませんか。

本田委員　この件につきまして、資料がないから採決に入れないというような話がありましたけれども、ここで例をつくるということは今後もそういうことなのかという。この件が特例なのか、それともこれがスタンダードになるのか、この件だけ確認させていただきたいんですが。

関矢委員長　今回の場合は、議員のほうから資料を請求された中で、それを見なければ採決できないという意見がなされ、議長がこれを議運で諮れということでしたので、特例と考えてもらっていいかと思います。ほかにありませんか。(なし) なければ、その他について終わります。本日の会議録については委員長に一任をお願いします。これで、議会運営委員会を閉会とします。

閉　　会（13：21）